

第5回 門真市廃棄物減量等推進審議会議事録

「粗大ごみの有料化」について、門真市廃棄物減量等推進審議会に「粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について」を審議いただいております。
審議会での議事の要点は次のとおりです。

開催日時：平成 19 年 6 月 27 日（水）午前 9 時 30 分から午前 11 時 15 分

会 場：門真市リサイクルプラザ 5 階会議室

出席委員：9 名 / 15 名中

事務局：今日で最終のまとめを頂きたいと考えています。

第 4 回議事録とホームページ掲載案および意見具申(答申)案につきましてのご審議をよろしくお願いします。

6 月 1 日から 1 5 日まで募集の「粗大ごみ有料化（案）」に対する市民意見につきましては 1 0 件が寄せられました。

会 長：議事の内容は市民意見と意見具申（答申）素案についてです。

先に欠席議員から意見が寄せられているのでご紹介したい。

A 委員意見具申（答申）素案中、「中国籍の方をはじめの箇所で、目の不自由な方などに対しての配慮について一考を願いたい。「環境リサイクルボックスを学校・公共施設・自治会などに設置し、回収は市が責任を持って行い収益は地域に還元することを提案したい。」

B 委員からは「有料化を実施する目的は、ごみの減量化のためとあるが、有料化が減量につながるニュアンスが答申書の中の表現に強く表れていないのではないかと「もっと減量化について強調してはどうか」とのご意見をいただいている。

事務局：第 4 回議事録とホームページ掲載案のご承認を。

会 長：議事録に関して何かご意見は？

（委員より種々ご意見があり、最終版は第 4 回議事録としてホームページ掲載中です。）

会 長：一応承認ということで、この会議中で意見があれば言っていただきたい。

委 員：ホームページ掲載案中「耐久消費財等とすることに対するご意見をいただきたい考え」というのはどういう意味なのでしょう

事務局：委員の皆さんに具申案の作成にあたって何を有料化品目にするかについて意見を求めている部分でして、意味合いについて整理いたします。

委 員：処理券の購入は利便性を考慮し、できるだけ「歩いて求めることができるよう検討する」とは「歩いて行ける」ということですね「歩いて求めるのではなく」

事務局：わかりやすく整理いたします。

会 長：他にも何かあれば事務局にお知らせいただきたい。意味合いに大きな違いがなければ、承認するという事でお願いしたいと思います。

次に有料化に対する市民意見について、事務局より説明を
(各委員には市民意見一覧を配付。また寄せられたご意見の全文を事前にお届けいたしました。)

事務局：有料化に賛成意見とその他につきましての意見が 4 件。反対意見が 6 件ございました。

賛成意見とその他につきましての意見の内容ですが「・私有地、公共施設、公道への不法投棄は、市が回収する仕組みの構築と不法投棄者の取締りを進めること・不法投棄の監視体制の強化とは、今何をされていてどう強化するのか・ごみの減量化、資源化の大切さを根気強く PR し続けることが望まれる」

反対意見としましては、「・他人の敷地に捨てるなど不法投棄が増加・様々な手段で減量化、資源化をサポートとあるが、どこまで具体化され実施する体制にあるのか見えない・粗大ごみの減量化、資源化のための受け皿を整備すること」ご意見の概略は以上です。

会 長：市民意見募集については審議会ではなく、市が行なったことなのでこの意見を受けて審議会ですدوするかどうかというものではないと思いますが、これを受けて反映できるものは審議をして反映させていけばよいと思いますがご意見は。

委 員：これらの意見に対してどういう対応をする考えなのでしょうか？

事務局：全てを載せられませんが 8 月 1 日の市広報とホームページに掲載を考えています。
市民意見として不法投棄に関することがありましたが行政として不法投棄対策を十分にという意見につきましては理解していますので意見具申（答申）の中に盛り込むということもご審議に加えていただければと思います。

委 員：市民意見では不法投棄とお金の問題ということですがこれに対してどのように考えるか。

事務局：審議会より答申をいただいた後、答申内容を市広報にも掲載する計画はしていません。

会 長：数が少なければ個別に返答をとということも考えられる。市として全体の意見に対して返すことが必要かと。

事務局：市にはパブリックコメントが無く、現在検討中のことであり市全体のバランスもありますので、8 月 1 日の市広報にご意見を紹介し、不法投棄に対する対策はこのようにとかのコメントを入れることになるかと考えています。

委 員：個別に出すよりも、投書一通の後ろに何百人の人々の意見があるという観点から不法投棄はどうなのかとの考えをお持ちの方にも分かるような形で知らせたらよいと思います。

事務局：その方向で市広報とホームページに載せるように整理したいと思います。

会 長：市民意見に対してこのようにとの考えを示しておくことが大事です。その方法として広報紙が良いかと思います。

次に粗大ごみ有料化に対する意見具申についてまとめということで事務局より説明いただく前に私の方で若干修正を加えさせていただいた。

リサイクルプラザについて等は後ろに持っていくなど組み換えをさせていただいた。

小さな言葉の訂正は会議終了後訂正したものを各委員に届けていただき、確認させていただくということをお願いしたい。答申として審議会が責任を持つべきものなので内容的なものと、構成部分での意見と確認をお願いしたい。

大きな話しとして、リサイクルプラザについては、審議会としては十分な審議が尽くされていない部分なので答申に載せるのはどうなのかと？

有料化についてはかなり審議させていただいたが、リサイクルプラザについては答申内容として必要だろうか？関連としては出てきておりましたが・・・。

有料化のシステムについてですが非常に煩雑すぎる。品目など取っ払って長さだけにすればよいというのが私の考えです。

委 員：基本的に有料化の方法について諮問されましたね。

会 長：有料化とその方法の両方についてですね。

委 員：有料化ありきでスタートしてきたと・・・。

会 長：そんなことは無いです。反対の意見も当然ありきです。

委 員：市に原案があって我々が意見具申するのか、審議会による原案を意見具申するのか、立場が違えば文書も違ってくる。今出してもらった分は市が出した分に会長が手を入れられたということですね。

会 長：そうです。

委 員：先に有料化の全ての原案を我々が市に出すのか？それによって（具申の）書き方が違ってきますよね？

会 長：今までに原案は市から出てきていますね。

委 員：議事進行上で出てきたのか、原案があって我々が具申をするのかでは違ってくる。

会 長：原案は出てきてます、我々はそれを審議してきました。基本的には市から原案が出てきていると考えていいのではないのでしょうか。システムについても市は固執するものではなく、我々が意見を出せばよいと言っている。

だから私はややこしいシステムをやめシンプルにと申し上げている。

事務局：4月当初に「粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について」審議会の答申をいただきたいということは、はっきりしているわけです。個々の細かい部分については説明をさせていただき第2回審議会では基本的な考え方ということで整理をさせていただき、そこからご審議をいただいております。導入に関する

計画について10本の柱につきまして答申いただければと思います。有料化の品目30センチメートル超えるなどややこしいということであれば、それを尊重させていただきます。審議会に指示する立場ではありませんので。

会 長：これを原案と考えず、我々が意見を出せばよい。必ずこのとおりしますとは言っていないわけで、市の責任で（審議会の）答申を参考にしながらすればよい。何もこの（市の）原案にこだわる必要は無い。

委 員：わかりました。原案はあるんですね。

会 長：有料化の時期、有料化の品目、手数料、徴収方法、粗大ごみの排出及び収集方法、申込・問合せ、市民への周知方法、その他という原案としてある程度認めてきたことではあるが、これについてもう一度十分に検討し変更しても良いと思います。というのもあの煩雑なパンフレットがあるがために受付センターを雇い一人で行うところを二人、三人と増やすことで費用がかさむ。市民にとってはシンプルにしておいたほうがよいのではないかと、皆さんはこれでやれるならとおっしゃるが私は納得できない。長さだけでいこうというのがなぜだめなのか、理解できない。その他問題点とか皆さんのお考えはいかがですか。

最終案は皆さんにお届けしてチェックいただくということで、具申（答申）の内容でいかがですか？

委 員：粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画についての有料品目についての内「耐久消費財等とされていますが」という箇所について、諮問があって答申ならこの言い回しでよいと思いますが、たぶんこれは有料化品目についてのご意見を伺いたいという意味だと思うのでそれからするとこの表現はおかしいと思います。また処理手数料についても5段階を諮問されたのならこれでよいがされていないならこの表現はおかしいと思います。ここで私の意見を言わせていただくと（料金設定を）5段階に分ける必要性が分からない。重さなどからもということですが重さだと秤にかけなければなりませんよね？長さだけで3段階ぐらいが限度かと。余りに公正を期するがゆえに分ければ分けるほど世帯間格差を縮めるといことになるのだと思うのですが、実際に出す場合まともにやろうとすればするほど面倒なことになり不法投棄が増えると思います。

長さに限った上で3段階に絞るべきと考えます。5段階は元々の諮問にあったものなのでしょうか？そうでないなら審議会で決めるのが筋であると思います。

会 長：諮問を受けたのは「粗大ごみ有料化について検討してください。」ということです。その中で事務局より原案が出されてきたが、それは諮問ではないとなると事務局の原案を参考としておいて審議会で作らねばならないということになります。

委 員：一から言うのは大変なのでそれはそれでありがたいことなのですが、どうも拝見していると事務局の案を諮問機関のように受け取っている案ではないかと思ったので確認させていただいた。

委 員：事務局から出ているのは審議のための資料だと考えているが違いますか？

会 長：ですから文書の書き方としては「粗大ごみの有料化についてはこれこれこういうことに」となりますね。

委 員：事務局は資料を出し審議会は意見を出し採決をとってまとめるということになりますね。

会 長：原案があってもそれを完全に否定した考え方があってもよいのだから、例えば有料化反対でもかまわないし、システムにしてもまったく違った提案が出てきてもよいという考えで原案を受け止めていたのでこういう表現にした。

委 員：私たち審議委員がそういう考えでこれを検討してきたら違ったのかもしれないですね。

会 長：ではそれ（その考え方で）をやりましょうか
有料化の実施時期平成 20 年 4 月 1 日からについてはどうですか？

事務局：先ほどからのご議論に関してですが、第 2 回審議会で「粗大ごみ有料化に関する基本的な考え方」を委員のみなさまにお示し、導入に関する計画の中身である提示をしました。もう一点は（有料化対象）粗大ごみの定義を示すようにとのことでございましたので「15 市（有料化実施市）の例を紹介し門真市としては一辺の長さ又は径がおおむね 30 cm を超えるもの」を有料化対象の粗大ごみとしたいと示しました。また他市の状況を参考にしたうえで 5 段階を考えたということ審議会に提示させていただいたもので審議の上での材料を提供してきたということでございます。その中で有料化の実施時期を意見具申（答申）の中に盛り込む必要性について、方向性としてご議論の対象になってくるのではないのかと思います。

委 員：何も無い中で、私達に平成 20 年 4 月 1 日からと投げかけがされた。出された限りは、それについて話しをすることは構わないと思います。

事務局：委員がご了解ならそれでよいのですが。

委 員：時期を決定するのは行政であり、審議会としては時期について触れなくても良いのではないかと。

会 長：必要でないと判断するなら省けばよいわけです。

委 員：ただ、最初に出されたということは私達に判断を求められたということではないのかなと。

会 長：そうですね、それについてはこれでよいと判断したから答申の中に入っているということですね。それが事務局として不都合があるなら削除してもよいのではないですか？

事務局：不都合ではなく、先ほどからの議論をお聞きしていると、組み立て方が大幅に変わってくるのかなと思ったので。

会 長：意見具申（答申）についての案は事務局が出してきました。案については事務局

に責任がありますよという言いまわしになっていますよね。審議会でこれでやってくださいということになれば責任の比重が大分変わってきますね。実施日について不具合ならば抜けばよい。こちらは（平成20年4月からと）提案しているわけではないのですから。

事務局：市が提案した実施日ですのでそれで結構です。

会 長：そうですね。（実施日より）むしろ有料化品目で耐久消費財等としてステレオや自転車だと、余りにも細分化した冊子を配ることについてどうお考えになりますかということです。「できるならやればよい」とか「購入代金に差があるように、処分料にも差があってよいのでは」との意見が出たのですが煩雑にすればするほどコストがかかるわけだから、市民のためにシンプルのほうが良いのではとの意見を出している。みなさんはいかがですか？

委 員：後で関わってくるのですが、我々は有料化ありきで、その方法について考えてきたが有料化の目的がものすごく弱い気がする。減量化に役立つということもあるのだろうが、今財政難の中で市民の中から「財政難だから負担しよう」という気持ちが出てくると思う。その中で経費を考えた場合に有料化で徴収したお金が受付センターの費用でほとんど消えてしまうということになる。30%の負担だからそうなるのでしょうか。現在でも粗大ごみは収集している、市民からすると何も変わりはない。それなのに集めたお金が経費で消えるだけで何のための有料化かということになる。だからするのなら現在の環境センターの人員で賄えるような簡単なシステムで行なう。その方が有効であると考えます。

会 長：それについて市は現人員では無理だ、受付センターが必要だと話があったわけです。

委 員：ありましたよ。だからもっと（システムを）簡単にして（現人員で）出来る方法を考えればどうかと言っているんです。

会 長：受付センターの役割は、どこに出すか、シールはどこに売っているか、料金はいくらかを聞くわけですよね。どこに出すか、シールはどこに売っているかは1回出せば分かることで後は、料金も煩雑なものはやめてシンプルにわかりやすくすれば、受付センターを作るにしても簡単であり人員が少なく済むのではないかとやっているわけです。煩雑にすればするほどコストがかかるわけですから。確かに現人員では無理なのかもしれないが、それにしても煩雑にするから人手がかかるわけで、簡単にすればということが品目数にも関わってくる。煩雑だから電話をせざるを得ないということになる。簡単にすれば先では受付センター不要ということも起こってくるのですから。

委 員：現在のシステムで大型ごみの電話をしておいて持ち込めば無料と聞いたが。それは長さ重さなど関係は無いのですか？

事務局：持込料金は家庭系で10kg40円です、費用がかかります。市が取りにいくのは

臨時収集であり、1立方メートル当たり3,000円かかります。これにつきましても粗大ごみ有料化実施後は受付センターで受け付ける予定です。

委員：大胆に申し上げていいのならば、「持ち込めばタダ」ということにすれば、手間としては同じなので不法投棄も少なくなるのではないですか？

会長：持ってきてもらえばいいのですよ。集めに回る手間とお金が必要ない。

委員：不法投棄物を市が取りにいくと色々と費用がかかることを考えて、持ち込みは無料とすれば、山奥に不法投棄して帰るのと、自分で持ち込んですがすがしい気持ちで帰るのと私はその方がいいと思います。

もしこれをやるとなると全国でも余りやってないと思うので。

会長：ただ場所が無いのですよ。置いておく場所が無い。しかし有料化を考えるなら当然対策を考えておかなければならない。

委員：有料化後、受付センターに申し込んだ粗大ごみはいつ出すのですか

会長：決められた日に出すのです。(市内を)4地区に分けて定曜日に回収。

委員：自由に出せなくて有料化になるのですね。

事務局：現在でも4週間に1回の決められた日に出していただいていますのでその点は同じです。

会長：意見具申答申をどうしますか？

今まで事務局から出されたものはあくまでも参考なので。

委員：私は長さだけで内容に関係なく一番長いところの長さでわかりやすくと考えます。長さだけで3段階くらいに分けるのがベストかなと思います。品目別は不要と考えます。

委員：30品目でほとんどの家庭系ごみはカバーできると思うので、しぼりこみを単純にした方がわかりやすいと思います。そうすれば受付センターも不要になる。

事務局：受付センターにつきましては、心配は不要かと思います。コールセンター自体のことですよ。市民ではなくて。

委員：保存版を配付するのだから、それを見れば分かることですから。

会長：コストに関わる問題です。

事務局：受付センターの役割に対する説明が十分でなかったかもしれませんが有料化に伴う受付業務と、臨時ごみ、そして一定定着してきますと、普段のごみに対する問い合わせの80%が受付センターに流れるようになります。一般ごみに対する問合せも受付センターで行うようになります。この点を補足させていただきます。その分職員を別の角度で有効的業務に就かせることも考えられます。受付業務を職員でとなりますと大体一人年間800万円程度の費用がかかります。また研修のための期間が3ヶ月くらいかかるなど実施にあたり無理が生じてまいります。ですから受付センターの導入を考えていますとのご説明をさせていただきました。

会長：粗大ごみ有料化の受付のための受付センターの話と今の話は関係ないと思うが。

他の部分に使う話しとは別の話ですよ。

事務局：受付センターの経費がもったいないとお話しが出てきているので説明させていただいたのです。

会 長：構想は持っていても今の粗大ごみ有料化をどうするかということとは関係のないことです。今は品目をどうするかによって受付センターでかかる費用が変わるという話をしているのだから。

委 員：受付センターでほかのことをやってもやらなくても、品目を細かくすればするほど受付センターの人がこれの対応にかかる時間が多くなる。それは確実ですよ。他に何かするということは別の話です。1人増えることによって800万増えるのか200万増えるのかというのも別のこと、システムが複雑になればなるほど受付センターの時間が取られて人が必要になる。この事実は変わらないということだと思います。そういうことですね？

会 長：だから皆さんが、責任を持って言わなければならないということになったので、どうするか決めてください。

委 員：今までのお話しで有料化の時期については審議会として議論を唱えるものではないと、有料化の品目については「市民にとって分かりやすいという視点にたって精査検討されたい」とこれは非常に良い意見だと思います。前段の「30cmを超えるもの」を取るのかどうかは検討していただきたい。そんなに難しいことではないと思うので。処理手数料についても「300円を基本とし大きさ長さを考慮し、段階別に料金を設定する」との文言で結構かと、細かい点の調整はおまかせするというでいいのではないのでしょうか。

会 長：判断はある程度、市に任せてということでしょうか？品目については分かりやすくするようにと返事するとのことですね。

委 員：受付センターは粗大ごみ有料化に関係なく導入する計画はあるのですか？

事務局：ありません。粗大ごみ有料化に伴って受付センターが必要になってくるということです。ただし、粗大ごみの受付だけでなく清掃業務全般にわたりその80%は受付センターへの流れになるだろうということです。粗大ごみ有料化が無ければ導入する計画はありません。

会 長：有料化品目について私は長さだけで設定し出来るだけシンプルにしたらいと思いますが、それでよろしいですか？

委 員：できるだけ現職員で対応して欲しいというのが私の希望です。

会 長：市は出来ないと言ってるんですよ。

委 員：だから簡単にすれば出来るのではありませんか。せっかく市民から徴収したお金が受付センターへいってしまうのでは、なんにもならない。

会 長：そうですよ。私はそれを言ってるのです。職員だけでやるのなら良いがそれは出来ないと言う。

- 委員：事務局は粗大ごみ有料化の受付センター業務だけでなくついでにほかの事も言ったからそうなってしまったわけで、我々は粗大ごみの話しだが市としてはついでがあるわけだ。それで話が食い違うことになった。
- 会長：だから受付センターは結構だが、出来るだけシンプルにして有料化に余分なお金を使わないようにしましょうというのが私の提案ですがよろしいでしょうか。
- 委員：品目は無しにして、長さだけとして料金は何段階かにということで。
- 会長：耐久消費財にこだわらずということでいきます、長さだけ30cmを超えるものということで材質も大きさも関係なし。
- 委員：市は全てのものを含めて30cm以上という考えに変わりはないのでしょうか
- 会長：だから、市は関係なくなったのです。我々審議会が考えを出すことになったのですから。
- 委員：30cmを基準としておけばよいのでは。そうすれば有料化対象はおのずと分かるのだから。自転車で30cmの自転車が無いのだから何が有料化ははっきりする。
- 会長：処理手数料はごみ処理費のおおむね30%これは間違っているのですね（家庭系ごみ処理経費10kgのおおむね30%が正しい）
ともかく有料化については妥当だと考えて300円、600円、900、1200、1500円と5段階にすると。これはいかがですか、段階は（答申としては）はっきり示さないことになっていましたね。
基本料金は300円とし、3段階の設定をすることで後は任せるということでよろしいですね、私は余りランクを複雑にしないほうが分かりやすいと思います。
4（料金の徴収方法）5（粗大ごみの排出及び収集方法）6（申し込み・問い合わせ）7（市民への周知方法）はこれでよろしいですね？
- 委員：できないというなら、違う段階で調整すればいいのですよ。
- 会長：そうですね。これは答申ですので、審議会は意見を述べる立場で主体は市ですから答申内容がどうしても無理だというなら適切な方向でいけばよいということです。
- 委員：調整して行政がやっぱりこれはこうですよということであればそれを出して修正と承認をすればよい。
- 会長：わかりました。それとリサイクルプラザについてのコメントが入っているがこれについては検討していないと思う。これは省いておいてよろしいですか？
- 委員：これは審議会が諮問を受ける以前から実施されていることですから。
- 会長：十分に審議したのなら答申に入れればよいのだけれど。例えば家庭用生ごみ処理機器の普及と奨励は、私の考えとしては、これは愚策だと思うので引っ掛かりがあります。
- 委員：市民意見の中でリサイクルについて聞いておられる箇所がある。減量化を具体的にどうするのかと。

会 長：評価するとなると意見を出すということになりますが、大した減量化にはつながらないと思う。不用品交換システムとかについては役立つと思う。

事務局：そうすると（５）の「家庭系ごみの排出抑制に向けた取り組み充実・強化」については全て省くということですね

会 長：入れておいてもよいと思いますが「生ごみ処理機器」は私は反対です。エネルギー面で問題と思うのでこれはできれば省いていただきたい。

事務局：一部を省くのか、全てを省くのか１つ１つについて結論をお願いします。

会 長：わかりました。１）リサイクルプラザを拠点としての ～ については（記載して）よい内容と思うが十分検討したかという点とその点が。

委 員：市民意見で上がってきているので入れる必要が。

会 長：私はどうしても、生ごみ処理機器ははずして欲しいのです。

委 員：なぜ駄目なのですか？

会 長：私は市が集めて市の施設で処理するのがよいと、個別の家庭が機器代金と電気料金を支払ってするのは無駄だと、むしろ市がしっかり集めて市の施設で生ごみをしっかり分けて処理するのが正しいと。削除してもらえないですか？

事務局：環境に取り組むＮＰＯ法人の育成・支援も削除していただけませんか？

会 長：あってもいいのではないですか、悪いことではないですから。

委 員：生ごみ処理機器の奨励制度の内容は？

事務局：電気式のもので、家庭から出す生ごみを少なくしましょうという、いわゆるコンポストがありまして全国的には都市部において、この制度を導入しているところが多い。ただ、今回は粗大についてですので省いてもよいかと。

会 長：各家庭で１０万、２０万とお金を払ってすることは無駄ではないかと言っているのです。

事務局：削除してもよろしいかと。

会 長：あと、かなり変わったのが品目の指定をしないこと、３０センチメートルを超えるもののみ有料化するということと、有料化の料金別段階については適切な形にさせていただくということで文章を変更するということによろしいですか
変更したものを各委員に届けていただいてもう一度、各委員の確認をいただき最終の意見具申（答申）を確定するということによろしいですか？

委 員：不法投棄について出ていますがこの中で市民意見でも「考慮されたい」とあったので。

事務局：その他であっております。

会 長：この点はもう少し強調言葉を増やして十分な体制を示し強化する。市民意見を取り入れたという形でそれでよろしいですか？
欠席委員から寄せられた意見ですが、目の不自由な方についてとか有料化の目的として減量化のためであるということをもう少し強く表現したほうがよいという

ことですが、文章の書き方で調整をするということで。リサイクルボックスについてですが粗大ごみを入れるボックスなのか？どうか。

事務局：学校で分別ボックスを置いておられるところがありますが、そのことをイメージされておられるようです。（学校と自治会に置いて、市が回収するという方式）

会 長：びんとか空き缶では無く粗大ごみを入れるボックスということになれば今回の意見具申（答申）の文章に入れることも考えられますが。

今日のまとめをしたものを、委員に届けるまでの期間は？

事務局：1週間はいただきたい。どのような手順で最終原稿を作成しますか？

会 長：委員に届けてチェックしたのち返してもらって、そのうえで作成する。

事務局：もう一度、審議会を開催するというのですか

会 長：その必要は無いと思う。皆さんから返ってきたものを、事務局で取りまとめ、それを会長、副会長が確認し最終版としてよいとの皆さんの了解をいただければよいと思います。私と副会長にもチェックしていただいたうえで最終版を作成し皆さんには最終こうなりましたと最終版をお届けするということでいかがでしょうか

事務局：今日のまとめ分は来週の水曜日から木曜日に送付いたします。委員の皆さんはそれを見ていただいて約1週間で事務局に返していただく。

会 長：事務局でそれを取りまとめ会長・副会長で確認しそれで完成とする。それでよいと認めていただくということで、これでよろしいですか？

委 員：異議なし。

会 長：それではこれで審議会を終了いたします。